第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一　次号及び第三号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語（人事評価政令第十四条において準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　百分の百十五以上百分の百九十以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百三十九以上百分の二百三十以下）

ロ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の百三・五以上百分の百十五未満（特定管理職員にあつては、百分の百二十四・五以上百分の百三十九未満）

ハ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ニの人事院の定める職員を除く。）　百分の九十二（特定管理職員にあつては、百分の百十二）

ニ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の九十二未満（特定管理職員にあつては、百分の百十二未満）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　百分の百二十九以上百分の二百四以下（特定管理職員にあつては、百分の百七十六以上百分の二百六十七以下）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の百八以上百分の百二十九未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十八以上百分の百七十六未満）

ハ　前号ハに掲げる職員　百分の八十七（特定管理職員にあつては、百分の百二）

ニ　前号ニに掲げる職員　百分の八十七未満（特定管理職員にあつては、百分の百二未満）

三　指定職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の百八・五以上百分の二百以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官（次条第一項第三号において「事務次官等」という。）にあつては、百分の百）

第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一　次号及び第三号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語（人事評価政令第十四条において準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　百分の百十七・五以上百分の百九十五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十一・五以上百分の二百三十五以下）

ロ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の百六以上百分の百十七・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百二十七以上百分の百四十一・五未満）

ハ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ニの人事院の定める職員を除く。）　百分の九十四・五（特定管理職員にあつては、百分の百十四・五）

ニ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の九十四・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百十四・五未満）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　百分の百三十一・五以上百分の二百九以下（特定管理職員にあつては、百分の百七十八・五以上百分の二百七十二以下）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の百十・五以上百分の百三十一・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十・五以上百分の百七十八・五未満）

ハ　前号ハに掲げる職員　百分の八十九・五（特定管理職員にあつては、百分の百四・五）

ニ　前号ニに掲げる職員　百分の八十九・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四・五未満）

三　指定職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の百十一以上百分の二百五以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官（次条第一項第三号において「事務次官等」という。）にあつては、百分の百二・五）